

議第165号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成22年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 川崎重工業株式会社
事 件 の 種 類	損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>本市の住民らは、東北部クリーンセンターのごみ焼却施設新設工事の請負契約に係る一般競争入札において談合が行われたとして、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）による改正前の地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、本市と当該請負契約を締結した相手方に対し、損害賠償金を本市に支払うこと等を求める住民訴訟を提起し、一部勝訴したため、当該住民らの一部（以下「本件住民ら」という。）は、同条第7項の規定により、本市に対し、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当額の支払を求める訴訟（以下「本件報酬訴訟」という。）を提起した。これに対し、本市は、本件報酬訴訟について応訴することとし、その追行を弁護士に委任した。その後、本件報酬訴訟の控訴審である大阪高等裁判所は、本件住民らの請求の一部を認容し、本市に対し、50,000,000円及び遅延損害金の支払を命じた。</p> <p>当該支払を命じられた弁護士報酬相当額及び本市が本件報酬訴訟等の追行に要する弁護士報酬等の額は、相手方が談合を行ったことにより本市が被った損害であることから、本市は、相手方に対し、これらの金員を支払うよう請求したが、相手方は、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方に対し、これらの金員及び本件訴訟に係る弁護</p>

	<p>士報酬相当額の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p> <p>なお、本件報酬訴訟については、本件住民らの一部及び本市が上告受理の申立てを行っており、現在も、最高裁判所において係属中である。そこで、本市が相手方に対して請求する損害賠償金のうち、本件報酬訴訟の控訴審判決により支払を命じられた部分（50,000,000円及び遅延損害金）については、最終的に、最高裁判所等において当該控訴審判決と異なる金額の本市の支払義務が認定されたときは、当該金額に応じて、相手方に対する請求を減縮し、又は拡張することとする。</p>	
--	---	--

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。